

飯山市新商品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者が地域資源を生かした新商品の開発、販売又は提供を行うことにより、地域経済の発展及び市の知名度の向上が見込まれる事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業を行う施設をいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であつて、本市において商業登記簿上の本店又は支店の登録がされているもの（個人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に登録されているもの）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を置く飲食店若しくは小売業を営業している中小企業又は本市に住所を有する個人事業主であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内で生産された農畜林産物又は市内で加工等が行われた原材料を取り入れた新商品の開発を行い、自らが営む市内の事業所等において販売又は提供を行うものであること。
 - (2) 市内の産業のうち、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づく経済産業大臣の指定を受けた工芸品又は長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和57年5月13日付57工第30号商工部長通知）に基づく県知事から指定を受けた伝統的工芸品の製作技術を取り入れた新商品の開発を行い、自らが営む市内の事業所等において販売を行うものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者から除くものとする。
- (1) 個人にあつては事業主、法人にあつては当該法人について、市税等に滞納があること。
 - (2) 飯山市暴力団排除条例（平成24年飯山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者と関係を有すること。
 - (3) 過去にこの補助金の交付を受けた事業と同一又は類似した事業を実施するものであること。
 - (4) この補助金を受けようとする事業について、国、県又は他の団体から補助金等の交付を受けていること又は受けようとしていること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が新商品の開発のために新たに投資する費用であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備又は備品の購入費
- (2) 試作品の製作に係る原材料費（市内で生産された農畜林産物又は市内で加工等が行われた原材料に限る。）
- (3) 包装のデザイン料及び試作品の製作費
- (4) 広告宣伝費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた経費

2 前項第4号の広告宣伝費は、補助対象経費全体の2分の1を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市新商品開発支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同項の関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費に係る見積書
- (2) 市税等に滞納がないことを証する書類（税情報の取得に同意する場合を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 規則第6条の規定による通知は、飯山市新商品開発支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、飯山市新商品開発支援事業補助金実績報告書（様式第3号）によるものとし、同項の関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 補助事業を実施したことを証する写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定の通知は、飯山市新商品開発支援事業補助金交付額確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(交付請求)

第10条 規則第14条の3の補助金等交付請求書は、飯山市新商品開発支援事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

(経過報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金を受けた年度の翌年度から3年間、新商品

の販売、提供状況を市長に報告するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。